

障害者相談支援事業委託事業者の募集について

[障害者基幹相談支援センター及び障害者相談支援センター]

2024年11月

一宮市福祉部福祉総務課福祉総合相談室

1 趣旨

一宮市では、第7期障害福祉計画（2024年度～2026年度）に基づき、障害のある人が慣れ親しんだ地域で自分らしく暮らせるよう、地域の相談支援体制の整備を進めています。障害者基幹相談支援センターと障害者相談支援センターの連携強化を図るため、本募集は、障害者基幹相談支援センターと障害者相談支援センターを一体的に実施できる事業予定者を選定するために実施するものです。

2 委託業務の概要

(1) 件名

一宮市障害者相談支援事業委託

ア 一宮市障害者基幹相談支援センター事業委託

イ 一宮市障害者相談支援センター事業委託

(2) 委託期間

2025年4月1日から2026年3月31日まで

事業運営が良好と認めた場合は、引き続き次年度以降の契約を締結するものとします。ただし、本業務の開始後において一宮市自立支援協議会が、その業務について著しく不適切と認めた場合、または法及びこれに関連する政省令等に定める事項に違反した場合は、委託期間の満了日以前に契約を解除する場合があります。

(3) 業務内容

別紙「一宮市障害者基幹相談支援センター仕様書」及び「一宮市障害者相談支援センター仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 必要人員

ア 1名（仕様書（障害者基幹相談支援センター）5.人員配置（1）に定める者）

イ 2名（仕様書（障害者相談支援センター）5.人員配置（1）に定める者）

(5) 業務場所

ア 一宮市音羽1丁目5-17「ききょう会館」4階

イ 法人により、一宮市内で障害者に配慮した事務所を確保すること。

(6) 業務委託料

ア 金6,820千円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 金13,200千円（消費税および地方消費税を含む。）

3 応募要件

次の要件をすべて満たす法人とする。

- ①一宮市内に所在地があり、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号、以下「法」という。）第51条の19及び第51条の20の規定による指定相談支援事業者、並びに児童福祉法第24条の28に基づく障害児相談支援事業者（以下「相談支援事業所」という。）であって、一宮市内で1年以上の

事業実績があること。

- ②上記（４）ア、イとは別に、事業開始時に相談支援事業所として２名以上の人員を配置すること。
- ③法第 36 条に定める欠格事項に該当しないこと。
- ④役員が、一宮市暴力団等の排除に関する条例第 2 条第 2 号に定める者でないこと。
- ⑤国税及び愛知県税、一宮市税の未納がないこと。

4 応募方法

（１）提出書類

次の書類を原本 1 部、副本（原本の写し）4 部提出してください。

- ①一宮市障害者相談支援事業委託事業者公募申込書（様式 1）
- ②応募の要件に該当していることについての申立書（様式 2）
- ③法人の概要（様式 3）
- ④事業提案（様式 4-1～3）
- ⑤事務所設置計画書（様式 5-1～3）
- ⑥人員配置計画（様式 6）
- ⑦法人の定款（資料 1）
- ⑧法人の登記事項証明書および印鑑証明書（応募の 3 ヶ月以内に発行されたもの）（資料 2）
- ⑨法人の財務諸表（損益計算書・貸借対照表・キャッシュフロー・財産目録等、直近 2 年分）（資料 3）
- ⑩法人市民税・法人県民税・法人事業税および法人税の各納税証明書（直近 2 年分）（資料 4）

（２）書類提出に係る留意事項

- ・ 正本はフラットファイル等に左綴じし、表紙及び背表紙に法人名を明記し、上記書類ごとにインデックスを添付してください。副本の内 3 部は紐綴じ、1 部はクリップ綴じとし、表紙に法人名を明記してください。
- ・ 不備のある提出書類は受付できません。できる限り、確認・修正等の期間を見込んで早めに提出してください。また、受付期間終了後に書類を差し替えることもできません。提出された書類は、理由の如何を問わず応募事業者には返却しません。

5 選定方法等

（１）選定方法

- ①委託事業者の選定については、公募型プロポーザル方式を採用し、一宮市障害者相談支援事業委託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）により、提出書類の審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。
審査は評価基準に基づいて実施しますが、応募状況により審査方法を変更する場合

があります。

②選考委員会（ヒアリング）の開催

2025年1月上～中旬

応募事業者のヒアリング審査日時については、別途通知します。

③選考委員会が選考した事業者について、自立支援協議会に報告し、承認を求めます。

④自立支援協議会の承認を得て、市長が委託事業者を決定します。

⑤審査の結果、事業予定者なしとする場合があります。

⑥選定結果に対する質問や異議は受付しないものとします。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、応募事業者すべてに文書で通知します。また、市ウェブサイト
に選定された事業者を掲載します。

6 スケジュール

2024年11月1日(金)	募集要項掲載(市ウェブサイト)
11月11日(月)	提出書類の受付開始
12月27日(金)	提出書類の受付締切
2025年1月上～中旬	事業者選定(選考委員会/書類審査、ヒアリング)
1月～2月	事業者承認(自立支援協議会)、事業者決定
2025年4月1日(火)	事業開始

7 受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

2024年11月11日(月)から2024年12月27日(金)まで(土曜・日曜・祝日を除く)

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

※必ず事前に電話で予約のうえ、来庁して下さい。

※受付期間及び受付時間を過ぎた場合はいかなる事情があっても受付しません。

(2) 受付場所

一宮市福祉部福祉総務課福祉総合相談室

一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所本庁舎2階(28番窓口)

8 その他

(1) 応募書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(2) 応募書類の他に必要に応じて書類の提出を求められることがあります。

(3) 応募に関する費用は、すべて応募事業者の負担とします。

【問い合わせ先】

一宮市福祉部福祉総務課福祉総合相談室

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所本庁舎2階 28番窓口

電話 : 0586-28-9145

FAX : 0586-73-9270

E-mail : fukushi-soudan@city.ichinomiya.lg.jp